

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に
関する法律に関する
申請マニュアル

平成令和 ~~30~~ 元年 ~~3~~ 月 ~~**30~~ 日 改訂第 ~~1~~ 2 版

内閣府宇宙開発戦略推進事務局

改訂履歴

版数	制定日	改訂内容
初版	平成 29 年 11 月 15 日	新規制定
改訂第 1 版	平成 30 年 3 月 30 日	全面改訂
<u>改訂第 2 版</u>	<u>令和元年*月**日</u>	<u>一部改訂</u>

目次

1. はじめに	3
2. 申請について	3
2.1. 申請の種類	3
2.2. 申請プロセスの種類	3
2.2.1. 人工衛星等の打上げに係る各種申請プロセス	3
2.2.2. 人工衛星の管理に係る各種申請プロセス	3
2.3. 申請書等に関する使用言語	16
3. 人工衛星等の打上げに係る許可関係	17
3.1. 許可申請書	17
3.1.1. 申請書の記載事項及び記載要領	17
3.1.2. 添付書類	22
3.2. 宇宙物体登録の届出	23
3.3. 許可の変更関係	24
3.3.1. 変更の許可の申請	25
3.3.2. 変更の届出	25
3.4. 承継関係	27
3.4.1. 譲渡	28
3.4.2. 合併	28
3.4.3. 分割	29
3.5. 許可の失効の届出	30
4. 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定関係	32
4.1. 型式認定申請書	32
4.1.1. 申請書の記載事項及び記載要領	32
4.1.2. 添付書類	35
4.2. 認定の変更関係	39
4.2.1. 変更の認定の申請	40
4.2.2. 変更の届出	40
5. 打上げ施設の適合認定関係	42
5.1. 適合認定申請書	42
5.1.1. 申請書の記載事項及び記載要領	42
5.1.2. 添付書類	45
5.2. 認定の変更関係	48
5.2.1. 変更の認定の申請	49
5.2.2. 変更の届出	49

6.	人工衛星の管理に係る許可関係.....	51
6.1.	許可申請書.....	52
6.1.1.	申請書の記載事項及び記載要領.....	52
6.1.2.	添付書類.....	59
6.2.	宇宙物体登録の届出..... エラー! ブックマークが定義されていません。	
6.3.	許可の変更関係.....	62
6.3.1.	変更の許可の申請.....	62
6.3.2.	変更の届出.....	63
6.4.	事故時の届出.....	65
6.5.	承継関係.....	66
6.5.1.	譲渡.....	67
6.5.2.	国外への譲渡の届出.....	67
6.5.3.	合併.....	68
6.5.4.	分割.....	68
6.6.	死亡の届出.....	70
6.7.	終了措置.....	71
6.8.	解散の届出.....	72
7.	対象となる申請者の考え方.....	73
7.1.	人工衛星等の打上げに係る許可の申請.....	73
7.2.	人工衛星の管理に係る許可の申請.....	73
8.	申請様式の記載例.....	74
9.	主要関係部署一覧.....	75
9.1.	人工衛星等の打上げに係る主要関係部署一覧.....	75
9.2.	人工衛星の管理に係る主要関係部署一覧.....	76
10.	提出書類のチェックリスト.....	78

【凡例】

特に指定がない場合、本文中において使用する用語は、法及び規則において使用する用語の例によるほか、本文中の略語は下記を意味するものとする。

- ・ 法： 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律
(平成 28 年法律第 76 号)
- ・ 規則： 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則
(平成 29 年内閣府令第 50 号)

1. はじめに

人工衛星等の打上げに係る許可を受けようとする者、人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定を受けようとする者、打上げ施設の適合認定を受けようとする者及び人工衛星の管理に係る許可を受けようとする者は、法及び規則に基づいて、内閣総理大臣に申請を行う必要があります。

本マニュアルは、当該各種申請に関し必要な事項について解説するものです。

2. 申請について

2.1. 申請の種類

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する申請には、主に以下の4種類があります。

- ・ 人工衛星等の打上げに係る許可
- ・ 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定
- ・ 打上げ施設の適合認定
- ・ 人工衛星の管理に係る許可

2.2. 申請プロセスの種類

2.2.1. 人工衛星等の打上げに係る各種申請プロセス

人工衛星等の打上げに係る許可の申請プロセスについて、型式認定又は適合認定の有無による申請フロー、標準処理期間及び申請に必要な書類を図1に示します。また、人工衛星等の打上げに係る許可に関する各種申請フロー、人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定に関する各種申請フロー及び打上げ施設の適合認定に関する各種申請フローを図2から図4までに示します。

国内に所在する打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者は、その都度、許可を受ける必要があります。

なお、法の全面施行の前に人工衛星等の打上げを終えたものや、人工衛星を搭載しない弾道ロケットの打上げは、本申請の適用対象外となります。

人工衛星等の打上げに係る許可、人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定及び打上げ施設の適合認定の申請者は、それぞれ別の事業者でも、同じ事業者でも構いません。ただし、打上げ施設の適合認定は、型式認定を受けた人工衛星の打上げ用ロケットに対応して申請するものであるため、人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定がない場合は、打上げ施設の適合認定の申請を行うことはできません。

2.2.2. 人工衛星の管理に係る各種申請プロセス

人工衛星の管理に係る許可に関する各種申請フローを図5に示します。

国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行う場合は、国外で打ち上げられる人工衛星であっても人工衛星の管理に係る許可を受ける必要があります。また、定常運用に用いる人工衛星管理設備が海外に所在する場合でも、初期運用等、一部期間で国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行う場合においては、許可を受ける必要があります。

なお、法の全面施行の際、現に行われている人工衛星の管理については本申請の適用対象外となります。ここで、現に行われている人工衛星の管理とは、一般的には既に軌道上で人工衛星の管理が開始されていること（海外に所在する人工衛星管理設備のみを用いてその管理が開始されている場合を含む）をいいます。

本申請は、人工衛星等の打上げに係る許可の申請とは別に、人工衛星を管理しようとする者が申請してください。

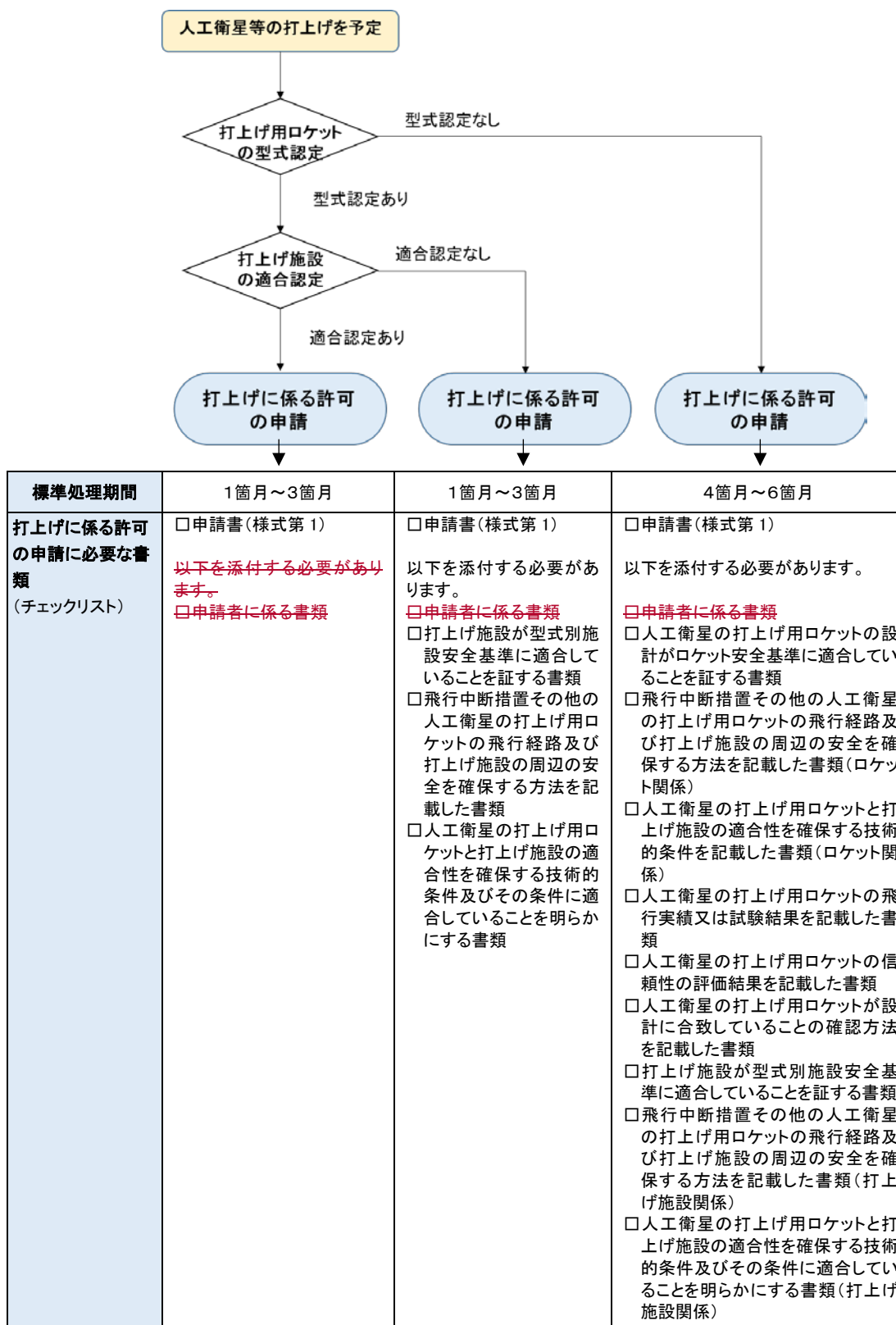
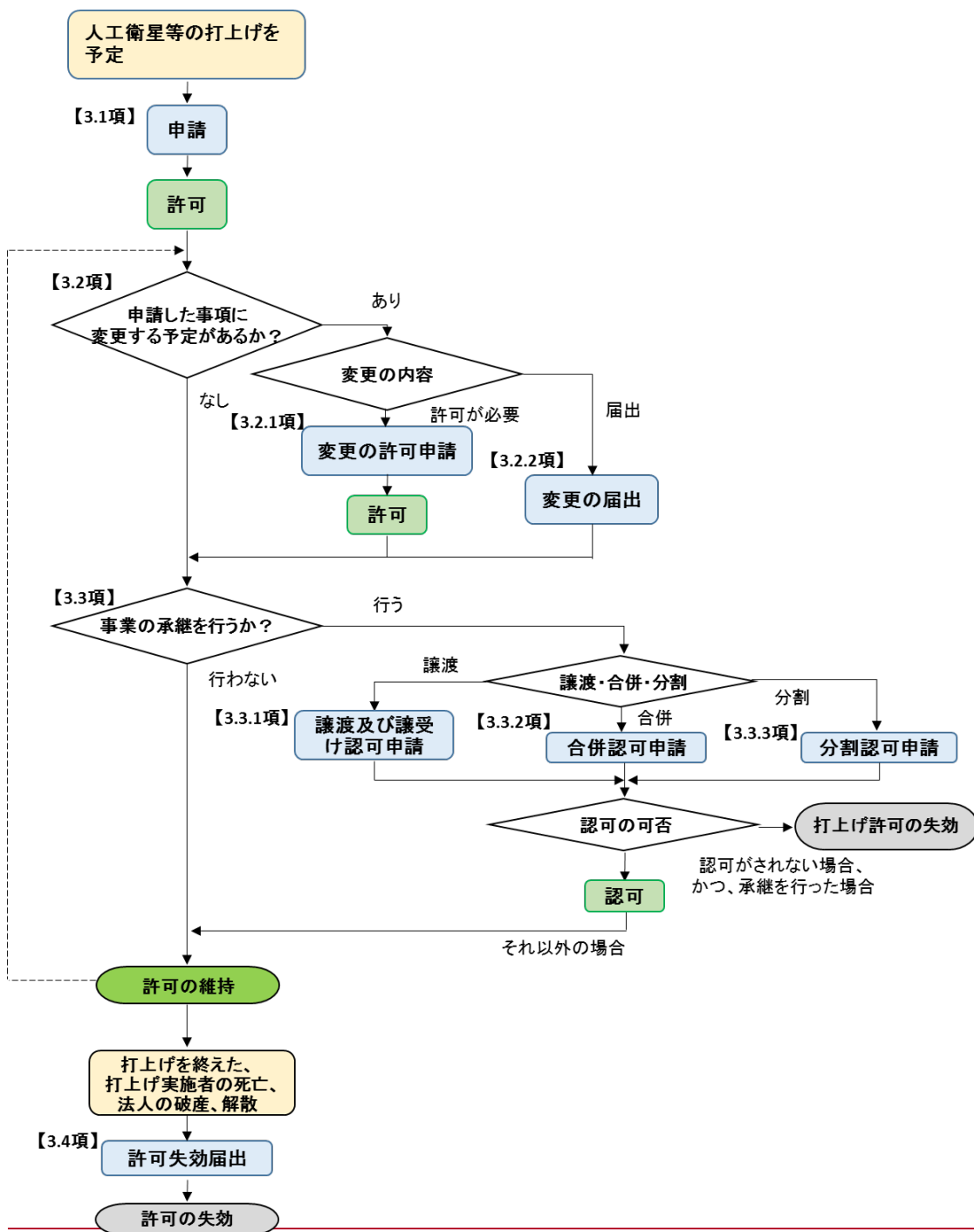


図1 認定の有無による人工衛星等の打上げに係る許可の申請時の申請フロー、標準処理期間及び申請に必要な書類



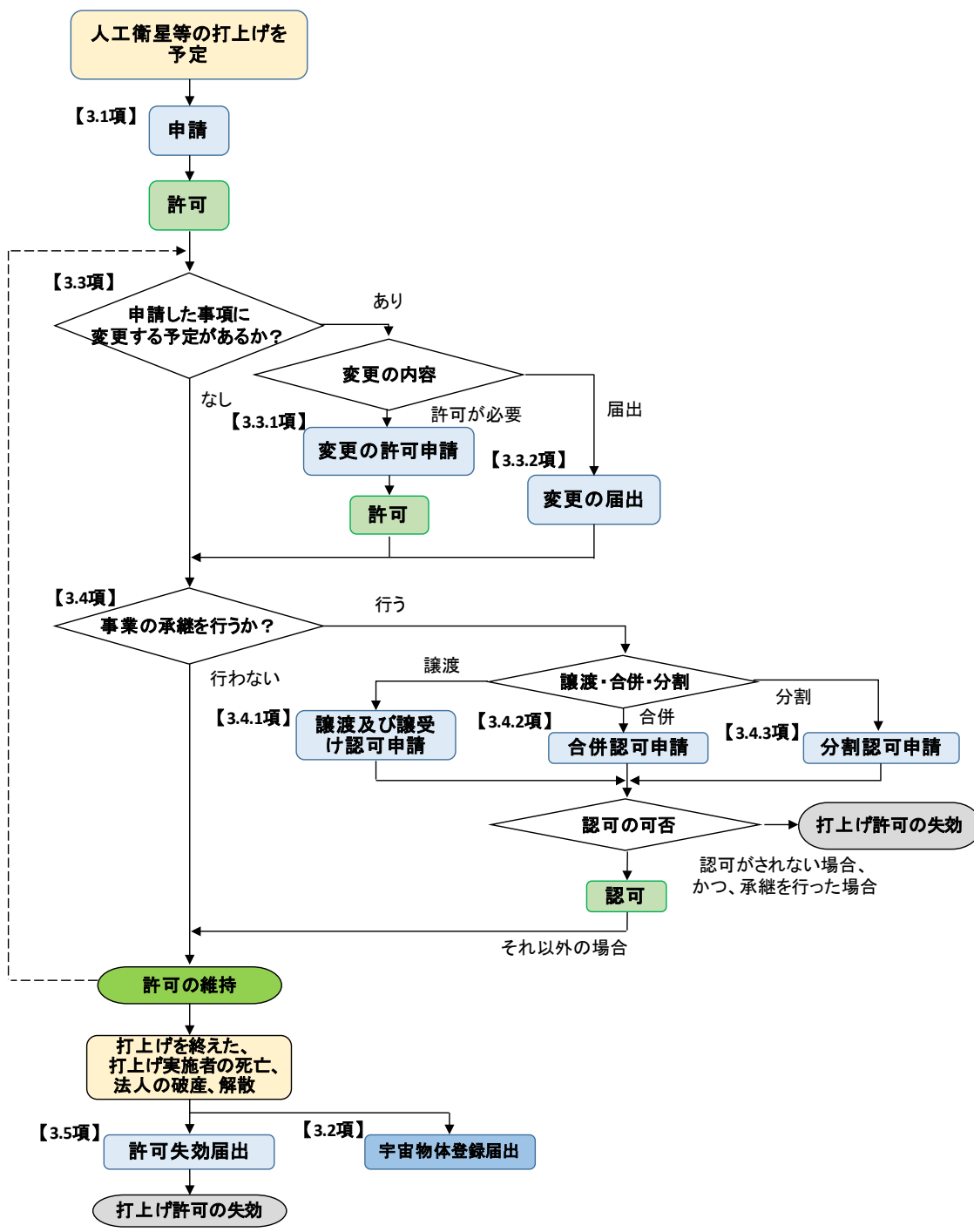


図 2 人工衛星等の打上げに係る許可に関する各種申請フロー